

トランポリン普及指導員認定講習会 開催要項マニュアル

【主 旨】

トランポリン運動は、単に競技スポーツとしての存在価値のみにとどめておくに忍びない多くの価値を持っている。

競技スポーツとしてのトランポリン運動の普及と競技力向上に力を注ぐと共に、一方では社会体育・レクリエーションスポーツとしてのトランポリン運動、スポーツ好きで、運動感覚の良い子を育てるための幼少年期の調整カトレーニングとしてのトランポリン運動、及び各種スポーツ選手のトレーニング手段としてのトランポリン運動などの普及・指導をも、車の両輪のごとく大きな活動内容としている。

普及指導員は、競技普及とは別に、トランポリン運動の普及・指導を目的に養成し所定の手続きを経て公益財団法人日本体操協会が認定するものである。

(公財)日本体操協会制定のトランポリン段階練習表の 30 番までの種目の指導力が公認される。

~~~~~

【主 催】 公益財団法人日本体操協会

【主 管】 都道府県体操協会のトランポリン部署

【開催月日】 主管団体により決定

※12 時間の講義を2日間以上で開催できる日程としてください

※開催可能期間：2025年8月～2026年3月15日

2月～3月上旬までは新年度に向けたシステムメンテナンスのため、2・3月実施の場合は、受講申込・各納入期限を1月末日までとすること。

【開催会場】 主管団体により決定(※会場名、所在地を記載)

【受講資格者】 2025年4月1日現在 18歳以上及びトランポリン段階練習表 30番までの実技能力がある者

※聴講は2025年度「トランポリン普及指導員」または「トランポリンコーチ」資格が有効である者が対象

【講義内容及び時間割】 12 時間

| 期日   | 時間    | 講 義 内 容                              | 講義時間 |
|------|-------|--------------------------------------|------|
| ○月○日 | ○時～○時 | トランポリン概論                             | 60分  |
| ○月○日 | ○時～○時 | 普及指導者の任務・目的別指導法                      | 60分  |
| ○月○日 | ○時～○時 | 安全指導                                 | 60分  |
| ○月○日 | ○時～○時 | 教室の開設                                | 60分  |
| ○月○日 | ○時～○時 | 生涯スポーツ レクリエーショントランポリン(実技)            | 120分 |
| ○月○日 | ○時～○時 | 競技スポーツ・基礎レベルのコーチング                   | 120分 |
| ○月○日 | ○時～○時 | スポーツの素養づくり(子どものトランポリン運動 エアリアルトレーニング) | 120分 |
| ○月○日 | ○時～○時 | スポーツ界における暴力行為根絶に向けて                  | 60分  |
| ○月○日 | ○時～○時 | 障害者スポーツとしてのトランポリン運動                  | 60分  |

※生涯スポーツ…(実技)は1日目の最終時間あるいは2日目に予定し、実技会場にて開催。

【講 師】 日本体操協会 トランポリン公認指導者養成講師(2名以上)

講師名

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|  |  |

【受講者費用】 受講料；

7,000円(JGA-Webシステムの講習会申込みを通じて支払)

教 本；『公認トランポリン普及指導員・資格認定講習会教本』2,250円(税込・送料込)

※受講者は、当日開催責任者から購入。

※副教材は運営者負担で人数分を準備する。開催責任者は教本・副教材を一括購入できます。教本到着まで10日程(土日祝除く)かかるため、

余裕をもって申込みください。

購入先 <https://jga-web.jp/event/205/detail>

(受講者には上記 URL は案内しないでください)

【受講申込方法】受講希望者本人が JGA-Web メンバーページ「講習会申込」にて申込み

(日本体操協会承認後に提供される URL を記載)

※聴講者を受付ける場合は開催申請時に申出ること(開催要項に記載。

聴講料:1,000 円)

(日本体操協会承認後に提供される URL を記載)

【主管者任務】 ①所属都道府県協会/連盟へ事前に開催の内諾を得た後、日本体操協会へ

JGA-Web システムから開催申請

②日本体操協会承認後、開催準備・開催運営。

JGA-Web システムから申込み受付・受講者管理

③開催終了後 1 週間以内に、JGA-Web システムにて合否結果の登録、

都道府県協会/連盟・日本体操協会へ開催報告(開催報告書のメール提出)

【受講修了者の普及指導員資格登録】※開催後、受講者に説明してください。

・(開催責任者が JGA-Web より合格登録を行なった後)

合格者本人が JGA-Web メンバーメニューの「保有資格」から「トランポリンコーチ・指導者」→「普及指導員資格」を選択して登録手続きをする。

・普及指導員資格登録料：10,000円(2,500円×4年分)。その他、日本体操協会の事業に参加する場合(大会参加、バッジテスト会開催等)は別途、トランポリンチームの構成員登録(選手以外)が必要。なお、資格の保持のみで協会事業に参加しない場合、構成員登録は不要。

・普及指導員資格の登録が完了するまでは普及指導員の活動はできない。

・普及指導員資格登録期限：2026年度まで(ただし、2026年度 JGA-Web システム稼働中まで)

## 【開催申請から報告まで】

※ 主管は開催地の都道府県協会/連盟(またはトランポリン部署)、開催責任者は開催地の登録完了者。開催責任者は開催年度「トランポリン構成員」及び「トランポリン指導者資格」の両登録が必要。

1. 開催責任者は、申請の前に、所属都道府県協会/連盟へ「開催要項案」と共に実施に伴う以下の事項を依頼・内諾を得る。

①認定講師の開催年度指導者資格の登録確認、②受講料納入口座設定依頼および開催経費負担者確認、③システム上での講習会管理の権限付与依頼。

2. 開催 1 か月以上前までに、日本体操協会へ JGA-Web イベント申込み「E3000233: シャトル競技審判員・普及指導員認定講習会開催申請」により、『開催要項案』を添付のうえ開催申請する。

※ JGA-Web メンバーページ→イベント申込→E3000233→申込(申請)

→関連資料(開催要項ひな形・開催要項マニュアル・開催責任者マニュアル(Web))

3. 日本体操協会開催承認後、所属都道府県協会/連盟から権限付与された JGA-Web 講習会管理の「〇〇年度普及指導員認定講習会(〇〇会場)」に、受講料納入口座・問合せ先等を確認のうえで申込みフォームを完成させ、申込みを開始。開催準備・受講者管理。なお、聴講用は JGA-Web 「イベント申込」に設定・管理する。

4. 講義資料(副教材)として、講習会開催までに、受講者数分の「スポーツの素養づくり子どものトランポリン運動練習記録帳」及び「トランポリン段階練習表」を準備(購入)し、当日配布のうえ講義する。

(2025.9.9)

※教本や副教材は、JGA-Web メンバーページのイベント申込「E3000205：トランポリン普及事業関連販売物一覧」により一括購入。

<https://jga-web.jp/event/205/detail>（受講者には URL を案内しないこと）

※購入から発送まで 10 日程（土日祝除く）かかるため余裕をもって注文のこと。

※2月～3月上旬まで新年度に向けたシステムメンテナンスにより、申込みや購入ができません。2025 年度システム登録期間の支払期限までに（1月末頃の予定）購入してください。

6. 日程変更や開催中止を決めた際は速やかに所属都道府県協会/連盟および日本体操協会へ E メールにて連絡する。
7. 講習会は、開催責任者・主管団体が責任をもって運営する（開催中の事故等に備えての保険加入など）。
8. 開催最終日、受講者へ「普及指導員資格の登録」を説明する。（上記【受講修了者の普及指導員資格登録】参照）
9. 開催終了後 1 週間以内に、JGA-Web 講習会管理上で合否結果を登録する。  
同時に、所属都道府県協会/連盟および日本体操協会へ、指定様式にて『普及指導員認定講習会報告書』をメール添付により提出し、受理をもって終了。  
※報告書様式は JGA-Web イベント責任者用ページ「講習会管理」→ 対象の講習会 → 関連資料設定 から DL する。  
※2月・3月初旬開催の場合、2月～3月上旬まで新年度に向けたシステムメンテナンスのため、合否結果の登録はメンテナンス終了後の3月中旬以降に対応ください。

### 【普及指導員認定講習会開催に伴う経費について】

1. 受講料は JGA-Web システム「講習会申込」により事前納入とする。  
聴講料は JGA-Web システム「イベント申込」により事前納入とする。  
各納入先口座の設定は主管となる所属都道府県協会/連盟が行う。
2. 受講料収入・開催経費負担者（副教材等の購入費、会場借料、講師日当・交通費、消耗品、保険料など）・収支差額の取扱いについて、事前に所属都道府県協会/連盟に確認すること。
3. 講師日当は、講師一人 5,000 円/日とする。また交通費は実費を原則とする。

公益財団法人日本体操協会 トランポリン委員会